

**筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）導入業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要領**

（目的）

第1条 筑紫野市が実施する「筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）導入業務」の委託に際して、企画提案者の提案内容や業務執行力、費用対効果等を審査し、最も優れた企画提案者を選定するため、筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 審査委員会は次の業務を行うものとする。

- (1) 企画提案者から提出された企画提案書の審査
- (2) 受注候補者（最も優れた提案を行った企画提案者）の選定

（組織）

第3条 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。また、委員長は企画政策部長をもって充てるものとする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 企画政策部企画政策課長
- (3) 企画政策部企画政策課情報管理担当係長
- (4) 市民生活部市民課長
- (5) 市民生活部市民課整備担当係長
- (6) 市民生活部税務課長
- (7) 市民生活部税務課市民税担当係長

（会議）

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰するものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、第1条の目的を達成したときまでとする。

（庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、筑紫野市企画政策部企画政策課で処理するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定めるものとする。